

琵琶湖・淀川流域対策に関する万博催事運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大阪・関西万博において催事を実施するため、催事運営業務を委託する。

関西パビリオンの多目的エリアにおいて、琵琶湖・淀川流域における「水のつながり」をテーマに、国籍や世代を問わず楽しめる催事を開催する。琵琶湖・淀川流域における現状や課題、魅力等について発信し、来場された方に、流域の一体性等について認知いただくとともに、流域の課題解決に必要な「人のつながり」の形成・拡大を目指す。

2 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火曜日）まで

3 業務内容

別添仕様書のとおり。

4 スケジュール

令和7年3月11日（火曜日）	企画提案募集開始
令和7年3月17日（月曜日）	質問票の提出期限
令和7年3月21日（金曜日）	質問に対する回答（目途）
令和7年3月25日（火曜日）	企画提案書等の提出期限
令和7年3月26日（水曜日）	事業者選定委員会

5 委託上限額

6,341,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 関西広域連合を構成する2府6県4政令指定市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市。以下「構成団体」という。）に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 構成団体の地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 構成団体の競争入札において指名停止又は参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 複数の法人等による共同企業体で提案する場合は、構成員となるすべての法人等が(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となり、又は単独で応募することはできない。

7 実施要領等の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

関西広域連合本部事務局地方分権課

〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号 大阪府立国際会議場 11 階

電話番号：06-4803-5674

メールアドレス：biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp

(2) 交付期間

令和7年3月11日（火曜日）から令和7年3月25日（火曜日）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※令和7年3月25日（火曜日）は、午後3時までとする。

(3) 交付方法

関西広域連合ホームページからダウンロード又は上記(1)に示す場所において交付する。（<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/10181.html>）

8 説明会

行わない。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

企画提案募集開始日から令和7年3月17日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

- ア 質問がある場合は、質問票（様式3）を提出すること。
- イ 電子メールで「biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp」宛てに送信すること。
- ウ 件名に「【質問票提出】琵琶湖・淀川流域対策に関する万博催事運営業務公募型プロポーザル（企業名）」と明記すること。
- エ 電子メール送信後、必ず電話で到着確認をすること。
到着確認の電話の受付時間は、(1)の平日の午前9時から午後5時までとする。
- オ 口頭、電話による質問は受け付けない。
- カ 質問への回答は関西広域連合ホームページ
(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/10181.html>) に掲示し、個別には回答しない。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し提出すること。なお、提案は1者につき1提案とする。

(1) 提出物

- ア 参加表明書（様式1）：正本（押印文書）1部
- イ 誓約書（様式2）：正本（押印文書）1部
- ウ 公募型プロポーザル企画提案書（様式4）：正本（押印文書）1部
- エ 公募型プロポーザル企画提案書別紙：4部
 - ・ A4版10ページ以内（表紙を除く・縦横自由・片面印刷・クリップ止め・A3の場合は2ページとして計算）で、仕様書の内容を踏まえて提案すること。
 - ・ 表紙を作成し、提案者名を記載すること。
 - ・ 表紙以外は、提案者の名称、ロゴ等、提案者を判別できる記載を行わないこと。
 - ・ 企画提案書別紙には、次の内容を含めること。（記載順は自由）

1	業務の実施方針	本業務の目的を達成するため、全体としてどのような考え方で本事業に取り組もうとしているか。
2	万博催事運営業務	・ 会場装飾内容 ・ 運営方針 ・ 運営体制 ・ 出展者との調整方法 ・ 集客方法 ・ 安全管理方法
3	記録作成	・ 記録作成方針 ・ 記録作成方法

4	業務実施体制	・事業全体の推進体制、業務分担等
5	事業実施スケジュール	・事業実施スケジュール

オ 業務実績（様式5）：4部

カ 会社概要（様式6）（パンフレット等を追加で添付することができる）：1部

キ 見積書（様式自由・押印不要）：1部

- ・仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- ・可能な限り詳細に見積もること。

ク 共同企業体関係資料（※共同企業体で参加する場合のみ）：各1部

- ・共同企業体届出書（様式7）
- ・共同企業体協定書（様式8）
- ・使用印鑑届（様式9）

(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）

(3) 提出期限 令和7年3月25日（火曜日）午後3時まで（必着）

- ・持参による場合は平日午前9時から午後5時までとする。
※令和7年3月25日（火曜日）は、午後3時までとする。
- ・郵送による場合は、提出期限までに関西広域連合に到着した場合に限り受け付ける。

(4) 提出先 「16 書類の提出先及び問合せ先」に同じ。

(5) その他

- ・「ア 参加表明書」と「イ 誓約書」は先行して提出することができる。
- ・「ア 参加表明書」と「イ 誓約書」を提出した者には、「関西パビリオン多目的エリアご利用案内」を交付する。交付場所は、「16 書類の提出先及び問合せ先」に同じ。（郵送や電子メールによる交付はしない。）
- ・交付する「関西パビリオン多目的エリアご利用案内」は、非公開情報であるため、外部に漏洩しないよう、取扱いに注意すること。

11 審査及び契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

関西広域連合が設置するプロポーザル審査会において、以下に定める基準に基づき審査する。企画提案者により企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととする。

令和7年3月26日（水曜日）に開催する審査会の詳細については、企画提案者に対して別途連絡する。

(2) 審査基準

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合的に評価することとする。

評価項目	評価内容	配点
整合性	本業務の目的や大阪・関西万博の理念を理解し、具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がされているか。	10

提案内容	催事の趣旨と整合した装飾内容となっているか。	10
	設営・撤収を含め、催事を確実・安全に運営できる方法や体制となっているか。	10
	出展者が円滑に出展できるような調整方法となっているか。	10
	来場したくなるような集客方法となっているか。	10
	的確に催事記録を残せる方法となっているか。	10
	事業を確実に遂行できる実施体制が構築されているか。	5
	適正な業務スケジュールが示されているか。	5
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。 (4件以上：10点、3件：8点、2件：6点、1件：4点、0件：2点)	10
合計点		80

(3) 審査結果

審査の結果、総合点が最も高い者を契約予定者として選定する。最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約予定者とする。

ただし、総合点において、満点の6割未満の場合は契約予定者としない。

企画提案の採否（審査結果）は、提案者全員に文書にて通知するとともに、関西広域連合ホームページ (<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>) において公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

12 失 格

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 「5 委託上限額」に記載する額を超える見積額で提案すること。

イ 提出書類に虚偽の記述をすること。

ウ 提出期限までに所定の書類を提出しないこと。

エ 「6 参加資格」を満たしていないこと。

オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

カ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

キ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

13 契 約

- (1) 契約予定者と関西広域連合との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、契約予定者はこの求めに対して協議に応じなければならない。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 協議が不調の場合は、審査結果に基づき順位付けられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。
- (4) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 構成団体から入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 構成団体を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体等に関する業務で、本業務と同程度の契約履行実績が 3 件以上あり、かつ不履行がないとき。
- (7) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

15 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に必要な事項が記載されていない場合、失格とする場合がある。
- (4) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等はいない。
- (5) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 書類の提出先及び問合せ先

関西広域連合本部事務局地方分権課（担当：芝本）

〒530-0005 大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 51 号 大阪府立国際会議場 11 階

電話番号：06 - 4803 - 5674

メールアドレス：biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp